

○ 専門委員会及び専攻分野の構成について

平成十八年四月二十五日
大学設置・学校法人審議会
大学設置分科会決定
平成二十九年十一月七日一部改正

1 専門委員会の構成

大学設置分科会運営規則第3条の規定に基づき、次に掲げる専門委員会を設置し、所要の調査審議を行う。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------|---------|----------------|-----------|---------|---------|----------|----------|---------|---------|------------|----------|---------|----------|----------|---------|---------|-------------|----------|---------|---------|---------|----------|
| 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 情報専門委員会 | 柔道整復専門委員会 | 鍼灸専門委員会 | リハビリテーション専門委員会 | 保健衛生専門委員会 | 音楽専門委員会 | 美術専門委員会 | 栄養学専門委員会 | 家政学専門委員会 | 農学専門委員会 | 工学専門委員会 | 社会福祉学専門委員会 | 社会学専門委員会 | 医学専門委員会 | 獣医学専門委員会 | 物理学専門委員会 | 理学専門委員会 | 法学専門委員会 | 教育学・保育専門委員会 | 経済学専門委員会 | 文学専門委員会 | 法学専門委員会 | 医学専門委員会 | 生物学専門委員会 |

2

- 各専門委員会の専攻分野
- (1) 一の各専門委員会における専門の事項の審査を実施するため、概ね別紙のとおり、各専門委員会の専攻分野の構成を例示する。
- (2) 各専門委員会の構成員のうち専門委員については、(1)の専攻分野に関し学識経験のある者を分科会長が指名する。
- 31 30 29 28 27 26 25 24
環境専門委員会
学際領域等専門委員会
高等専門学校専門委員会
法科大学院専門委員会
教職大学院専門委員会
専門職大学院専門委員会
専門職大学専門委員会
通信教育専門委員会

専門委員会の名称	構成する専攻分野を示す
文学	哲学・倫理学・宗教学／心理学／地理学・歴史学（日本史、東洋史、西洋史、人文地理学、考古学）／言語学（言語学、コミュニケーション学）／文学（歐米文学、東洋文学、国文学）／文化人類学・民俗学／比較文化学
教育学・保育	教育学（教育学、社会教育学）／教育社会学／教育制度・教育行財政／幼稚教育（幼稚教育、乳幼児発達心理学）／障害児教育／教育方法学（教育方法学、教育課程学）／教育心理学／教科教育（国語、算数・数学、理科、社会・地歴・公民、音樂、技術、英語）
法学	憲法／行政法／民法／民事訴訟法／商法・経済法・国際取引法／刑法／国際法／労働法／法史学・法理学／外国法／知的財産法／政治学（政治学、国際関係）
経済学	理論経済学／応用経済学（含む歴史）／計量経済学（計量経済学、統計学）／会計学・商学（会計学、商学・流通、ファイナンス）／経営学（経営学、マーケティング、企業論）
社会福祉学	社会学／観光学
社会学	社会福祉学
工学	機械工学／電気電子工学／応用化学／土木建築工学／材料工学／経営工学／生物工学
理学	数学／物理学／化学／生物学／地理学／天文・地球惑星科学
農学	農学／農芸化学／農業工学／農業経済学／獣医学／畜産学／森林科学／水産学
獣医学	獣医学
医学	解剖学／生理学／生化学／薬理学／病理学／微生物学／衛生学／寄生虫学／法医学／内科学／神経精神医学／小兒科学／外科学／整形外科学／皮膚科学／泌尿器科学／眼科学／耳鼻咽喉科学／産科婦人科学／放射線医学／麻酔学／臨床検査学／医用工学／医療倫理学／

(別紙)

校 高等専門学 校	高等専門学校
法科大学院	憲法／行政法／民法／民事訴訟法／商法・経済法・国際取引法／刑法／刑事訴訟法／国際法／労働法／基礎法／知的財産法／法律実務
教職大学院	教職大学院
専門職大学 院	専門職大学院
通信教育	審査案件に応じて構成 通信教育